

令和 7 年度高松市特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査に係る未受診者受診勧奨
業務委託に関する提案公募選定基準

No.	項目	評価基準	加重	配点
1	業務全般	本業務の趣旨及び目的を理解しているか。	1	5
		本業務内容及びスケジュールを十分理解しているか。	1	5
		業務実施体制は万全であるか。	1	5
		過去 5 年間に於いて、他自治体等での同業務に関する実績は十分か。	2	10
2	業務内容	勧奨すべき対象者の抽出方法は効果を期待できるものとなっているか。	2	10
		勧奨通知が医療機関への受診を促す工夫された内容となっているか。	2	10
		当該通知物の開封など、対象者に通知物の内容の確認を促す工夫がなされているか。	2	10
		効果を確認できる、具体的な分析方法が提案されているか。	2	10
		その他、提案者独自の効果的で実施可能な提案がなされているか。	2	10
3	個人情報保護	個人情報管理体制が具体的に記載され、情報漏えいの防止対策が確立されているか。	2	10
		データの授受及び運搬方法は、個人情報に配慮した妥当な方法となっているか。	1	5
4	見積価格	価格評価	10	
合計			100	

- ・ 上記の項目を審査委員 5 人が審査し、1 人当たり 100 点満点で採点します。
- ・ 各審査委員の合計を総合点（満点 500 点）とし、総合点が最も高い事業者を受託候補者第 1 位として選定します。ただし、総合点を委員の人数で除して算出した平均点が 60 点に満たない場合は選定しません。
- ・ なお、総合得点が最も高い事業者が 2 者以上ある場合には、「業務内容」点の高い事業者を受託候補者第 1 位として選定します。さらに、「業務内容」点も同じ場合には、審査委員内での協議の上、受託候補者を決定します。
- ・ 見積価格の採点方法は次のとおりとする。

$$\text{見積価格点数} = \text{価格店の満点} \times \text{最低見積金額} / \text{提出見積金額}$$
 ：価格店の算出に当たっては、小数点第 2 位を四捨五入して小数点第 1 位までを有効とする。

【採点上の注意】

各評価項目は、0～5 点までの 6 段階で評価します。

- (1) 非常に優れた内容である場合は、「5 点」とします。
 - (2) 優れた内容である場合には、「4 点」とします。
 - (3) 標準的な内容である場合には、「3 点」（基準点）とします。
 - (4) やや物足りない内容である場合は、「2 点」とします。
 - (5) 特に物足りない内容である場合は、「1 点」とします。
 - (6) 提案に含まれない場合や、劣悪な内容である場合には、「0 点」とします。
- 各項目には「加重」を設けることとし、各項目の得点を次のように算出します。
- $$(\text{得点}) = (\text{評価点}) \times (\text{加重})$$